

経 済 産 業 省

平成 2 8 年 3 月 1 4 日
経済産業省産業技術環境局
リサイクル推進課長
経済産業省商務情報政策局
情報通信機器課長

「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」（平成 3 年 1 0 月 1 8 日政令第 3 2 7 号）別表第 4 上欄の 2 及び別表第 8 上欄の 1 における「電源装置」についての解釈について

標記政令に関する解釈については、以下のとおりとします。

スマートフォンや携帯電話等への充電用ポータブル電源として用いられる、密閉形蓄電池が組み込まれたポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）のうち、密閉形蓄電池が充電装置、昇圧装置等とともに同一筐体に組み込まれたものは、「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」（平成 3 年 1 0 月 1 8 日政令第 3 2 7 号）別表第 4 上欄の 2 及び別表第 8 上欄の 1 における「電源装置」に該当すると解される。